

令和8年1月30日
北海道運輸局自動車交通部

タクシー運賃改定手続きを開始します ～千歳・空知・後志地区～

千歳・空知・後志地区(※1)の法人タクシー事業者から労働条件の改善、物価高騰などを理由に運賃改定申請があり、申請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が、同地区の法人タクシー事業者の全体車両数の5割に達しました。

これを受け、運賃改定申請の内容について審査した結果、同地区における標準能率事業者(※2)の収支率が100%を下回り、事業の継続に必要となる運賃収入が得られていないことから、運賃改定が必要と判断いたしました。

現在、千歳・空知・後志地区は、札幌C地区、札幌D地区、札幌E地区においてそれぞれ異なる運賃が適用されていますが、今回の運賃改定により一本化を図る予定であり、今後、原価計算を行った上で新たな運賃を公示いたします。

※1 千歳・空知・後志地区

札幌C地区：千歳圏(千歳市、恵庭市)

札幌D地区：岩見沢圏(岩見沢市、三笠市)、夕張圏(夕張市、由仁町、長沼町、栗山町、南幌町)、

美唄圏(美唄市、奈井江町、月形町、浦臼町)、芦別圏(芦別市、赤平市、歌志内市、上砂川町)、
滝川圏(滝川市、砂川市、新十津川町)、当別圏(当別町、新篠津村、石狩市(ただし、旧厚田村、
旧浜益村に限る))

札幌E地区：岩内余市圏(共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村)

俱知安圏(蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、寿都町、
黒松内町、島牧村)

※2 車両数5両以下や主たる事業がタクシー事業以外となる者などを除いた、標準的な経営を行っている事業者

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局 自動車交通部 旅客第二課 平澤・三宅
TEL:011-290-2742

○ 運賃改定申請受付期間

令和7年10月8日～令和8年1月7日

○ 運賃改定申請率

地区事業者数	申請事業者数	申請車両数(A)	地区車両数(B)	申請率(A÷B)
101者	24者	576両	1,145両	50.31%

※ 地区事業者数について、3 地区のうち、2 以上の地区に営業所のある事業者はそれぞれ数える

○ 運賃改定申請内容

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制運賃(10km/H以下)	
	距離	額	距離	額	時間	額
申請①	1.192km	700円	254m~256m	100円	1分35秒	100円
申請②	1.192km	730円	243m~244m	100円	1分30秒	100円
申請③	1.354km	600円	296m	100円	1分50秒	100円
申請④	1.4km	680円	255m	80円	1分35秒	80円
申請⑤	1.4km	700円	301m~308m	100円	1分50秒~1分55秒	100円
申請⑥	1.4km	720円	300m~303m	100円	1分50秒	100円
申請⑦	1.4km	760円	301m	110円	1分50秒	110円
申請⑧	1.4km	780円	294m	110円	1分50秒	110円
申請⑨	1.4km	800円	259m	100円	1分35秒	100円

○ 現行運賃

普通車	初乗運賃		加算運賃		時間距離併用制運賃(10km/H以下)	
	距離	額	距離	額	時間	額
札幌C地区	1.4km	620円	277m	80円	1分40秒	80円
札幌D地区	1.192km	600円	294m	100円	1分50秒	100円
札幌E地区	1.4km	700円	296m	100円	1分50秒	100円

○ 前回の運賃改定

札幌D地区:令和5年10月25日(改定率 10.50%)

札幌E地区:令和6年6月20日(改定率 9.64%)

